

香美町農業委員会総会(第4回)議事録

1 開催日時 令和4年7月22日(金) 9:30～10:35

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(12人)

会長	1番 古川 功兒
会長職務代理者	2番 中村 成一
委員	3番 岡田 久志
	5番 井村 壽之
	6番 文堂 福一
	8番 門垣 日出男
	9番 中村 彰男
	10番 山本 薫
	11番 田中 一馬
	12番 吉川 正人
	13番 橋本 幸長
	14番 前田 精一

4 欠席農業委員(2人)

4番 西村 功
7番 米田 和弘

5 出席農地利用最適化推進委員(9人)

代表	1番 中川 君雄
	2番 高田 勝
	3番 青山 政行
	4番 原 君枝
	5番 小林 隆夫
	7番 田野 豊博
副代表	8番 東垣 泰彦
	9番 毛戸 良久
	10番 本上 純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

6番 田中 晃

7 議事日程

第1 会期の決定 7月22日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報 告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(2)農地の転用(農業用施設)届出について

第4 議案第11号 非農地証明願承認について

第5 議案第12号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	福島 功
事務局次長	榎 秀俊
書記	寺川 公人

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は8番「門垣日出男委員」と9番「中村彰男委員」にお願いしたいと思います
が、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、8番「門垣日出男委員」と9番「中村彰男委員」よろしくお願いします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を2件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地の転用(農業用施設等)の届出書を1件受け付けていますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③転用の理由、④農業用施設等の概要、⑤転用の時期の順に朗読する。
議 長	それでは、1番の届出につきまして、7月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と私が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
6番	申請場所は、国道9号道の駅ファームガーデンの前を西側に斜めに下っていき100mほどいきましたと大糠田んぼの真ん中の道があります。その道を南側へ150mほどいったところに大糠圃場の記念碑があります。その記念碑のところが申請地です。申請地は、昭和55年頃、記念碑が建てられた際に、農作業に軽トラックできた際、駐車スペースがないために24㎡を同時に埋立をしていました。申請地は、届出人の所有地となっています。 申請内容は、届出人の自宅の裏に農機具倉庫がありましたが、その倉庫が砂防堰堤工事のため立ち退きとなり農機具倉庫がなくなってしまうので、この申請地に倉庫を建てるための届出です。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に2番の届出につきまして、7月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「米田和弘委員」、担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
12番	申請場所は、香住区の丹生地地区になりますが、丹生地地区から佐津川を越える橋がありますが、その橋を越して約200mのところにあります。以前、香美町から申請のありました堆肥のストックヤードのすぐ隣になります。 申請内容ですが、届出者が土地を借りて米の乾燥機、また粃摺り機を入れる倉庫を建築するものでありまして、工事期間が来年の8月末と大きく幅がありますけども、地盤が悪いようで、その理由から工期に幅をもたせているとのことでした。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。

	(質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第11号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから38ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第11号 番号1番の非農地証明願について、7月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と私が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、国道9号沿いの長板地区で、以前、国道9号から小代方面へ入る信号機がありましたが、この三差路の左側にあります。昭和50年頃、国道9号改修工事のときに住宅が立ち退きにあい現在のところに新たに住宅を建築されたそうです。 申請内容は、この家に住んでおられた方が亡くなり、空き家となったために、一人娘である願出人が地目変更登記をするための願出です。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第11号 番号2番の非農地証明願について、7月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と私が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請場所は、村岡地域局から国道9号を八鹿方面に約1kmいきたところにJAたじま村岡営農センターがありますが、その手前にあります。 現地は、現況写真のように住宅が建っていました。願出人によりますと申請地に住宅が建築されたのは年月日不詳となっていますが、私の記憶では昭和57年から昭和60年頃に、たぶん建てられたと記憶しております。 申請内容は、現在居住をされている方が申請地を取得したいとのことで、地目変更登記のための願出です。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)

議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第11号 番号3番の非農地証明願について、7月19日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請場所は、国道482号の貫田バス停を右側に400mほどのぼったT字路を右折して吉滝キャンプ場方面にむかい3kmほどのぼると吉滝キャンプ場の入り口があります。そこを左側に500mほどいったところの三差路を左側に200mから300mいった右側が嶋地大池で、その周りの4筆が申請地です。 申請地は、現況写真のとおり昭和末期頃から耕作放棄され雑木とススキの大株など雑草の原野でした。 申請内容は、不在地主が土地整理をするため地目変更登記のための願出です。
議 長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第11号 番号4番の非農地証明願について、7月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号を県道日影養父線に300mほどはいったところ左手に神社がありますが、その神社の50m先に申請地はあります。 現地は、現況写真のように昭和57年頃に植林された木が大きくなり山林となっていました。 申請内容は、所有権移転の話を進めていたところ地目が農地であったことから、地目変更登記のための願出です。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第11号 番号5番の非農地証明願について、7月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と担当委員であります「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

10番	申請地は、国道9号ハチ北口を県道茅野福岡線に入り4kmほど走りますと大笹の集落になります。その集落内にある全但バスのハチ北バス停を右折して50mほどいくと神社がありまして、その細道を入ったところに字勝羅の申請地があります。また、ハチ北バス停から同じ道を500mぐらいあがっていくと字磨泉洞坂の申請地があります。次に字西ノ野の申請地ですが、ハチ北バス停から700mぐらいハチ北の民宿街をあがって、そのはずれをハチ北スキー場方面にいきますと大笹の浄水場がありますが、その浄水場の上の方にあります。 現地ですが、字勝羅は墓が建立され墓地となっていました。また、字磨泉洞坂は植林した木が大きく成長し山林となっていましたし、字西ノ野は現況写真のようにスキー場のゲレンデとなっており雑種地となっていました。 申請内容ですが、願出人は高齢となっており、この度、土地の整理をしようと地目変更登記のための願出です。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号5番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第11号 番号6番の非農地証明願について、7月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「米田和弘委員」、担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、香住区の相谷になります。 現地は、現況写真のように昭和60年頃から露天駐車場として利用し雑種地となっていました。 申請内容は、不在地主である願出人が土地の整理のための地目変更登記のための願出です。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号6番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第5 議案第12号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①39ページから55ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。

議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第12号 番号1番の申請について、7月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と担当委員であります「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号ハチ北口から県道茅野福岡線を4kmほどあがった大笹集落の上の方にあります。ハチ北バス停を右折しハチ北方面に約1kmのぼったところにあります。 申請内容は、譲渡人は不在地主で以前から譲受人が耕作をしていました。今回、不在地主である譲渡人の要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第12号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第12号 番号2番の申請について、7月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号から県道日影養父線に入り300mほどいきたところにある神社の約50mほど先にあります。現地は畑と農業用倉庫が建っていました。 申請内容は、譲渡人が経営規模縮小のため譲受人に要望したところ譲受人がその要望に応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第12号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第12号 番号3番の申請について、7月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と担当委員であります「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号ハチ北口から県道茅野福岡線を4kmほどあがった大笹にあります。字登尾の申請地は、ハチ北スキー場の登降リフトより100mほどいって山手の方にあがった川を挟んだ反対側の方が申請地になります。また、字日後と丸町の申請地は、ハチ北スキー場の駐車場の上側に旅館がありますが、その旅館横の細道をあがっていきたく所に申請地があります。現地は自己保全管理がされておりました。 申請内容は、離農を考える兄である譲渡人の要望に弟である譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第12号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第6 議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第13号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第13号は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊞

㊞